

## 公平性確保の方針

公益社団法人 長崎県食品衛生協会は、検査業務を提供するに当たり、公平性を確保します。

検査業務の提供から生じる公平性に関連するリスクは、常に監視し、現状に即して特定し、対応し、確実に管理します。

公平性を損なう商業的、財務的又はその他の圧力を容認せず、他との関係が公平性に対する容認できない脅威を引き起こす場合、検査結果を提供しません。

公平性の確保をより確実にするため、外部利害関係者を主体とする「検査センター運営委員会」を設け、検査業務の透明性及び一般社会の認識を含む公平性に影響する問題について諮問し、助言を仰ぎ、認証業務に反映します。

検査業務に携わる全ての要員に公平性の重要性を理解させ、客観性を確実に致します。

平成 30 年 8 月 31 日

公益社団法人 長崎県食品衛生協会  
理事検査部長